

たいほく法人

Vol.62

令和4年2月
(一社)大北法人会

(題字：遠藤好一さん)



北の安曇野探訪

写真提供 正調安曇節保存会様

正調安曇節 (松川村)

“サー寄れや寄ってこい安曇の踊り”で始まる「正調安曇節」は、今から99年前村の医師榛葉太生氏が村の有志と力を合わせ唄と踊りを創作した「安曇節」から2年後の1925年(大正14年)に創作されたものです。

松川村では、昭和58年に「安曇節発祥の地」として、この民謡の唄と踊りを無形文化財に指定しました。

地域の人々から募った安曇野の自然や風俗・伝説などが歌われている安曇節の歌詞は、松川村教育委員会に保存されているものだけでも5万首を超えていて10万首以上あるのではないかとされています。

大人から子供までみんなが輪になって唄い踊る中で、郷土を愛し、豊かな人間性を育てたいと願う先人たちの思いが詰まった「安曇節」は、精力的な保存会の皆さんの活動と村の人々によって次世代へと受け継がれ、信州・安曇野を代表とする民謡として親しまれ続けています。

主な内容

正調安曇節保存会の活動……………	2
会長・税務署長あいさつ……………	3
令和4年度税制改正に関する提言…	4
税務署だより……………	6
「税を考える週間」事業……………	8
令和3年度「税についての作文」…	9
会員企業訪問……………	11
社会保険労務士より……………	12
事業報告……………	14
法人会からのお知らせ……………	15
税に関する絵はがきコンクール…	16

＜正調安曇節保存会の活動＞

保存会では、先人達の創作の思いを次世代に語り継ぐため、保存・普及宣伝活動を行っています。

主な活動は、コロナ禍前になりますが、松川ふるさと祭り、大盆踊り会、村民運動会、小学校運動会の他、村内の神社へ例大祭にあわせて奉納、ちひろ公園・道の駅寄って停まつかわで観光客へのPRを例年行っています。その他松川村全地区、小学校児童、保育園保護者等踊り指導、小学4年生への唄指導の他安曇踊り免状取得講習会と審査会、介護施設へのボランティアなど多彩な活動を行っています。また、毎年県内外民謡保存会と交流会を実施しており、コロナ禍前直近では長野市大豆島甚句保存会と交流会を行いました。小谷村とは毎年行っていますが、今は休止しています。



さらに、村内外の要請に応じて出演していて、テレビではNHK連ドラ「おひさま」、最近ではテレビ東京「村長さんに聞いて見た！～うちの村は日本一～」に出演しました。

保存会会員は、約300名おりますが、役員約30名が中心になって活動しております。今はコロナ禍で思うように活動は出来ませんが、通常の活動がすぐにも出来るよう毎月唄、伴奏、踊りの練習を行っています。早く収束する事を願いながら、3年後には100年を迎える「正調安曇節」の保存、普及活動に今後とも積極的に取り組んでまいります。

＜正調安曇節保存会様より＞

ながの子育て家庭優待パスポートの協賛店を募集しています！

ながの子育て家庭優待パスポート事業とは、子育て家庭にやさしい社会の実現のため、長野県と各市町村が連携・協働し、企業・店舗の皆さまの協賛をいただきながら、地域全体で子どもと子育て家庭を応援する事業です。



協賛メリット ○子育て家庭にあたたかい店舗として、イメージアップが期待できます！

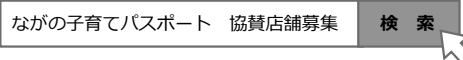
○協賛ポスター・ステッカーを無料でお届け ○店舗検索サイト・アプリでPRできます！

お申し込み方法

方法1 **ながの電子申請サービスからお申し込み**

PCやスマホからでもお申し込みいただけます。

(https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=561)



方法2 **長野県 HP 掲載の協賛申込書に必要事項をご記入の上、問い合わせ先へメール・FAX・郵送**

【問い合わせ】 長野県将来世代応援県民会議事務局
 (長野県県民文化部子ども若者局次世代サポート課)
 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2
 TEL: 026-235-7207 FAX: 026-235-7087
 E-mail: shoushika@pref.nagano.lg.jp



ながの電子申請サービス 県 HP 申込書はこちら





年頭のご挨拶

一般社団法人
大北法人会
会長 薄井 朋介

新年明けましておめでとうございます。
皆様におかれましては健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の発生から2年、様々な制限を強いられた状況の中で、影響を受けている全ての皆様に心よりお見舞い申し上げます。

全国民の78%以上が2回目のワクチン接種を終え急激に感染者が減少し終息に向かうのかと期待していたところ、オミクロン株の発生により今まさに第6波が押し寄せてきています。目に見えないウィルスとの闘いはまだまだ続きそうです。

さて、当会の事業につきましては感染対策を充分講じた上で税務当局や関係団体の皆様のご支援のもと、会員の皆様のご理解とご協力により実施しております。皆様には心より感謝申し上げます。

しかしながら、法人会のメリットのひとつである異業種交流や親睦の場が持てないことは大変残念に思っております。コロナ禍の中、リモート会議やオンライン研修などの普及により世の中のデジタル化が急加速したように感じますが、人との交流も大切なことと痛感しており一刻も早く元の生活に戻るよう願うばかりです。

今年度も租税教室や税に関する絵はがきコンクールの開催により次世代を担う子供たちへの租税教育活動に力を注いでいくと共に、ウィズコロナの経済再生と財政健全化、深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある税制措置対策を求めてまいります。

法人会は税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体としてこれからも活動を続けていく所存です。

結びとなりますが、新しい年が穏やかで皆様にとりまして幸多き年となりますよう、心よりご祈念申し上げます、新年のごあいさつと致します。



年頭のご挨拶

大町税務署
署長 伊藤 信一

令和4年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人大北法人会の皆様におかれましては、輝かしい新年を健やかにお迎えのことと心からお慶び申し上げます。また、旧年中の税務行政への深いご理解と格別のご支援、ご協力に対しまして厚くお礼申し上げます。

貴法人会は、「よき経営者を目指すものの団体」として地域に密着した活動を実施されることにより納税道義の高揚に努められ、健全な経営と社会の発展に多大なご貢献をされておられます。これもひとえに薄井会長をはじめ役員各位の卓越した指導力と会員の皆様の熱意の賜物と心から敬意を表する次第でございます。

その中におきましても未だ収束の域を達していない新型コロナウイルス感染症の対応を取りながらの租税教室への講師派遣や、第八回目を迎えられました「税に関する絵はがきコンクール」における募集活動など、次代を担う児童・生徒に対する税の啓発活動に重要性を見出され積極的に取り組まれておられる貴法人会の意気込みを感じ取ることができ、感謝の念に堪えません。

さて、年も改まり、所得税等の確定申告の時期を迎えており、税務署では引き続きマイナンバーカード方式による自宅からのe-Tax・スマホ申告を推進しております。

今年からスマホによる源泉徴収票OCR機能や、スマホをICカードリーダーの代替えとして使える機能が加わるほか、ふるさと納税のマイナポータル連携が始まるなど、e-Taxがより簡単で使いやすくなっておりますので、是非、ご利用いただきたいと存じます。併せまして、従業員の皆様にもマイナンバーカードを利用した自宅からのスマホ申告をお勧めいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本年、益々、一般社団法人大北法人会がご発展されますこと、会員の皆様のご健勝であられますこと並びに事業がご繁栄されますことを祈念申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

令和4年度

税制改正に関する提言

令和4年度 税制改正スローガン

- ❖ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！
- ❖適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- ❖コロナの影響はまだ残る。深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を！
- ❖中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

(重点項目・地方関係)

I. 税・財政改革のあり方

- ・国と地方を合わせた長期債務残高は、昨年度から積み増したコロナ対策費が加わり、約1,200兆円に達した。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。コロナ禍の克服は難題ではあるが、将来世代に負担を先送りせず、早期に解決の道筋をつけ、我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革によって持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。
- ・新型コロナウイルスの影響が長期化したことにより、国民の社会経済活動は甚大な打撃を受けた。地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、直ちに明確な期限と数値目標を定めて行政改革を断行するよう強く求める。
- ・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

II. 経済活性化と中小企業対策

中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続

きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

III. 地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。

また、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

IV. 租税教育の充実

令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

V. 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

令和3年の全国の公示価格は、コロナの影響等により6年ぶりに下落した。こうした事態を受けて令和3年度税制改正においては、固定資産税の税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられた。令和4年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、令和3年度改正と同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

- (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

3. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

行動する法人会

全法連では、令和4年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

① 政党関係

- 自由民主党(11月25日)
 - 予算・税制等に関する政策懇談会
(税制・中小企業関係)
 - 財政・金融・証券関係団体委員長 古川康氏
- 公明党
 - 税制改正要望等ヒアリング
 - 財政金融部会長 太田昌孝氏
- 立憲民主党(11月26日)
 - 財務金融部会 部会長 牧山ひろえ氏
- 国民民主党(12月3日)
 - 税制調査会長 大塚耕平氏
 - ※日本維新の会には、提言書を郵送した。

② 政府関係

- 財務省(11月9日)
 - 財務副大臣 大家敏志氏
- 国税庁(表敬訪問 12月13日)
 - 長官 大鹿行宏氏

次長 重藤哲郎氏

課税部長 星屋和彦氏

○総務省(10月20日)

自治税務局長 稲岡伸哉氏

○中小企業庁(10月20日)

長官 角野然生氏

事業環境部長 飯田健太氏

大北法人会では、管内の各市町村長および各議会議長に対して提言活動を行いました。

大町市 (12月3日)

牛越徹市長、二條孝夫議長

池田町 (12月15日)

甕聖章町長、矢口新平議長

松川村 (12月8日)

平林明人村長、平林寛也議長

白馬村 (12月22日)

下川正剛村長、太田伸子議長

小谷村 (12月27日)

中村義明村長、北村利幸議長



大町支部 牛越市長へ提出



松川支部 平林村長へ提出



白馬支部 下川村長へ提出

消費税

知っていますか？インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

＼登録を予定されている方／

もう
始まっています！

多くの事業者の方が登録申請をされて
ます！

早めの登録を受けることで、取引先
へのお知らせがスムーズに！

- 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- 登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。



登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！

- e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！
電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度が
始まったら
どう変わるの？

インボイス制度説明会
申込受付中！

その疑問に
お答えします！

📢 オンライン説明会を開催中！

職員が制度の説明をいたします。
毎週開催！随時、申込受付中！質問もチャットで受付！



📢 全国の国税局・税務署でも説明会を開催！

オンラインが苦手な方も安心！
各国税局HP又は最寄りの税務署までお問合せください。
※各国税局HP内の「税に関する情報」のインボイス制度説明会をご参照ください。

説明会に
関する情報



📢 説明会に参加できない方は、動画で確認！

スマートフォンやパソコンから過去の説明会の動画をご覧ください。

インボイス制度について詳しく知りたい

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要、Q&Aや申請手続に関する情報を掲載しています。

※インボイス制度に関する申請書等を書面で提出される場合は、「インボイス制度特設サイト」から所轄のインボイス登録センターを確認し、送付してください。

インボイス制度
特設サイト



インボイス制度についての一般的なお問い合わせ

軽減・インボイス 電話番号 0120 - 205 - 553(無料)
コールセンター 受付時間 9:00 ~ 17:00 (土日祝除く)

『税を考える週間』事業



納税表彰

令和3年度大町税務署長納税表彰として、当会理事の井内猛男さん(株)井内工務店代表取締役)と、大町税務署管内青色申告会連合会副会長の酒井富雄さんが受賞されました。昨年に引き続きコロナ禍のため表彰式は開催されず、大町税務署を訪問したお二人に伊藤信一署長より表彰状が授与されました。

井内さんは、多年に渡り納税意識の高揚に努めると共に当会の厚生委員会副委員長として福利厚生制度の推進による健全な企業経営に努めて来られました。(写真中央が井内さん)

高校生の「税に関する作文」 中学生の「税についての作文」表彰

当会も参加している大北租税教育推進協議会主催による税に関する作文の選考会が開催されました。本年度は、中学生より5校161点、高校生より2校135点が応募され、中学生の部11編高校生の部7編が受賞されました。国税庁長官賞として白馬中学校3年大畠沙優姫さんの『思わぬところで』が受賞、大町税務署長賞として白馬中学校3年荒木優那さんの『自分のために、誰かのために』、仁科台中学校3年千野さくらさんの『税の大切さ』、大町岳陽高等学校3年塩野七虹さんの『成長とともに感じる税の重み』が受賞されました。当会の会長賞として白馬中学校3年栗田美沙さんの『税金のありがたさ』と大町岳陽高校3年望月若葉さんの『税と医療』を選出しました。法人会長賞を受賞された2名の作品を本誌でご紹介しています。

租税教育活動

<図書寄贈>

青年部(曾根原幹二部長/大町シェル石油(株))は、租税教育活動の一環として、子供たちに税に関する理解を深めてもらおうと管内の小学校12校に税に関する図書を寄贈しました。

本は、「知ろう!学ぼう!税金の働き(全2巻)」「大人になっても困らないマンガで身につく税金のちしき」の3冊で、コロナ禍を配慮し各市町村の教育委員会へお届けしました。



<租税教室>

12月3日、青年部は大町市立八坂小学校に於いて租税教室を開催しました。少し緊張気味な6年生児童に対して曾根原部長は優しい口調で分かりやすく説明しました。

<税に関する絵はがきコンクール>

女性部(栗林芳江部長/寿あん(株))は、『税を考える週間11/11～11/17』期間中、税に関する絵はがきコンクールの作品(令和2年度分)を市立大町総合病院、市立大町図書館に展示させて頂きました。

また、12月20日には第8回税に関する絵はがきコンクールの審査会を開催し受賞者10名を表彰しました。受賞された作品は裏表紙でご紹介します。



税についての作文

中学生の部 大北法人会長賞

『税金のありがたさ』

白馬村立白馬中学校 3年 栗田 美沙

私は今年で義務教育最後の年となる。

義務教育とは国民が受ける権利と義務である普通教育のことである。日本では6歳から15歳の子供が無償で小・中学校に通うことができる。これらの学費、教科書、校舎の整備、椅子や机の購入は多くの人が納めた税金により賄われている。関東信越国税局の資料によると中学生一人が一年間に使う教育費は約1,052,000円だという。「税金」という言葉を聞くとあまり良いイメージを持たれないが私たちが当たり前のように今の生活ができるのは税金があつてこそだ。

国によって税金の使い方は様々である。例えば世界一幸福な国と言われているフィンランドの消費税は24パーセントである。数字だけ聞くと高く感じるが義務教育も高等教育も無償で受けられる。また経済大国アメリカでも税金を子供のための教育に使い、高校生までは無償で教育を受けることができる。日本も同じように税金によって義務教育を無償で受けられ、社会に出ていく上で必要最低限のことを教えてもらえる。

だがすべての国の子供たちが無償で充実した教育を受けられるわけではない。発展途上国や紛争地に住む子供たちなど教育を受けることのできない子供は約1億2,400万人もいるといわれている。義務教育がない故に学費が高く、家の仕事で行く時間がない、という子供たちが多くいる。さらに男女の差別による教育の質の違いもあり字の読み書きができない人もいる。そのような状態の国があるのにも関わらず私たちが住む日本では税金により充実した教育を受けられる。

宇宙飛行機を何百億ドルも払って買っている人のニュースを見た祖母が「世界には食べる物がなくて勉強したくてもできない人がいるのにね…」と言っているのを聞き私はとても恵まれているのだと改めて気づいた。あまり実感がなかったが、私はこの9年間、両親や多くの人が国や県に納めた税金によって楽しく学校へ通っていたのだ。

消費税や所得税、村民税、県民税など沢山の税金があるが私は何かを買った時や将来、働き税金を納める時、「ありがとう」という気持ちを込めたい。私が納めた税金が日本社会の少子高齢化問題の解決や災害の復興に使われ、多くの人が笑って暮らせる世の中がつけると願って…。

税に関する作文

高校生の部 大北法人会長賞

『税と医療』

大町岳陽高等学校 3年 望月 若葉

私が税について考える上で真っ先に思い浮かんだのは医療についてである。これを考えるようになったきっかけは、学校で税のことを考える時間に自分が入院した時のことをふと思い出したからだ。

私は中学生の頃に急性虫垂炎になり、入院したことがある。真夜中にひどい腹痛が起こり、救急車で運ばれた。その翌日には手術、そして約一週間の入院。もちろん救急車に乗る前や手術前などに代金を請求されることはなく、迅速に対応してもらえた記憶がある。当時はまだ仕組みがよく分からずに当たり前のように感じていたが、税の学習を通じて仕組みを知り、もしあの時税金がなかったらどうなっていたかが気になって調べてみた。もし救急車に乗るときに税金がなかったら、乗る前に高額な費用を請求されるそうだ。そして手術費や入院費なども税金がある場合に比べてずっと高額になる。もしこの税金がない社会に自分がいたら。発病時は真夜中で急だったため、その場で高額を請求されてもすぐに払えるとは思えない。それに、手術や治療の前に代金を請求されても間に合わないだろう。私は手術後に医師に「かなり腫れていて少し遅ければ危なかった」と言われたため、余計にそれを考えたら怖くなった。

このように、税金は人の命を救うのにもとても大切なものである。もし税金がなかったら、救える命も救えずに亡くなる人も多かったと思う。税の学習をする前は、「なんで私たち子供も消費税を払わなければいけないのだろう」と否定的だったり、消費税増税のときは「また値段が上がるのか」と文句を言ったりと税にはほとんどいいイメージを持っていなかった。だが、税について調べたり自分の経験と重ねて考えるうちに、自分たちも払うばかりではなく自分たちのためにもしっかり使われていることを実感し、払った税が誰かの役に立っていると思うと、消費税を払うことに対しての否定的な感情がなくなった。もしかしたら自分が支払った税の一部で誰かの命を救うのに役立ったのかもしれない、と考えたら、今も将来もしっかりと税を払いたいと思った。

会員企業訪問

株式会社 てる坊市場 (池田町)

今回は、株式会社てる坊市場さんのご紹介です。

池田町の『花とハーブの里づくり』の拠点施設として平成4年にオープンした道の駅『池田町ハーブセンター』は町の振興公社により運営されていましたが、平成21年運営管理の抜本的見直しが検討され指定管理者制度が導入される事になりました。そこで地元の有志



が集まりハーブセンターの運営を行いたいとの熱い思いを受け株式会社てる坊市場を設立し入札を経て指定管理者に決定、平成22年から販売営業を行っています。

店内には新鮮野菜やハーブを使用した商品、日本酒やワインなど地元農産品を中心とした商品が並んでいます。鮮度感や価格を重要視して直売所としての機能を活かした店づくりをされているとの事で、売り上げや集客数を増やし経営努力が認められています。

ハーブセンターに隣接して、信州吟醸豚や野沢菜等地元の食材をふんだんに使い、旬で新鮮な美味しさにこだわった『カフェ&レストラン野のかおり』とオーガニック素材を使用した手作り菓子工房『Chat Noirシャ・ノワール』が併設する複合施設となっています。



現在、新型コロナウイルスの影響により昨年は70%台の売り上げに減少、本年度はさらに厳しい状況になっているという事で、一刻も早く新型コロナウイルスの猛威から脱却して正常な販売ができるようお客様が戻って欲しいと願っています。

<池田町ハーブセンター>

営業時間 9:00~18:00

定休日 不定休

今回、代表取締役の大出美晴さんにお会いしお話を伺う予定でしたが、新型コロナウイルスの急激な感染拡大を受け訪問を控えさせていただきました。社長さんとは電話や文章でのやり取りをさせて頂きましたが、数多くの質問に丁寧にお答え頂きました。お忙しいところご協力いただきましてありがとうございました。

株式会社 てる坊市場

〒399-8602

長野県北安曇郡池田町大字会染6330-1

TEL0261-62-6200

トピックス

令和4年春の法改正情報



社会保険労務士 みずの **水野** まさや **誠也**

今年も労務管理の多くの分野で法改正が予定されています。本日は本年4月に実施され、中小事業主も対応が必要な改正事項3点についてお伝えします。

1 育児・介護休業法の改正について

少子化対策の一環として子育て支援を拡充する目的で育児・介護休業法の改正が行われます。今回の改正により、本人または配偶者の妊娠・出産を申し出た従業員に対して、育児休業制度や申出先、育児休業の給付に関する事項等を対象となる労働者に個別に周知し、併せて個別に制度の利用の意向を確認することが義務付けられます。従業員の配偶者が妊娠・出産した際も周知・意向確認の義務が発生しますので注意が必要です。

個別周知の方法については、面談の他、メールや書面の交付などが認められています。日々お客様と接している社労士としては、周知すべき事項をまとめたリーフレット等をあらかじめ作成し、対象労働者へ交付することにより周知を行うことが少ない労力で確実に周知を行えるのではと考えます。

合わせて、育児休業をはじめとする各制度の利用の意向については、書面で利用の意思確認を提出いただくことをお勧めします。周知に用いるリーフレットに意向確認欄を設け、事業主に提出させることで確実に意向確認の義務を果たせるものと考えます。

厚生労働省ホームページに個別周知・意向確認のための様式が掲載されています。
[個別周知・意向確認書記載例] で検索できます。

2 女性活躍・ハラスメント規制法の改正について

今回の改正では、すべての事業主に対して「パワハラ防止措置」を講じることが求められています。「パワハラ」といえば、上司から部下に対する直接的な暴力行為や暴言などをイメージされる方も多いと思います。しかし、今の時代は職位の上下に限らず、同僚同士の間関係の切り離しやいじめ行為でも「ハラスメント」が成立してしまう時代です。

今回の「パワーハラ防止措置」では、すべての労働者が安心して働くことができるように、以下の項目が講ずべき措置として示されています。

- ① 事業主の方針の明確化及びその周知啓発
- ② 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ③ 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応
- ④ その他の措置

これらを社内で整備いただくこととなりますが、就業規則の整備とあわせて社内でハラスメント防止研修を実施するなどの対策を進めてゆきましょう。

3 安全運転管理者の業務追加

近年、通学中の悲惨な交通事故により命を落とす子どもに関する報道をよく目にします。これに関連し、道路交通法施行規則の一部が改正され、業務上、自動車を使用する一定の企業に、運転前後にアルコールチェックの実施が義務付けられます。

現在、乗車定員11人以上の自動車にあっては1台、その他の自動車にあっては5台以上を使用している事業所は、事業所ごとに安全運転管理者を選任することが必要です。この台数の数には社長専用車や従業員の持ち込み車両、リース車両も含まれますので注意が必要です。

安全運転管理者の業務に、本年4月から「アルコールチェック業務」が追加されます。行うべき業務は次の事項です。

- ① 運転前後の運転者に対し、その運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- ② 酒気帯びの有無を記録し、記録を1年間保存すること

また今年の10月からは上記①の確認を国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて行うこととされます。小職が通販サイトで確認したところでは、1台1万円程度からで販売されていました。

今回の改正を機に、飲酒・酒気帯びでの運転は絶対しないことを従業員等に意識づけるとともに、社有車を使用している企業は、安全運転管理者の選任の要否の確認を確認しましょう。さらには、今回のアルコールチェック業務を適正に実施できるように準備を進めましょう。

事業報告

◆会員親睦ゴルフ大会開催

10月2日、2年ぶりとなる会員親睦ゴルフ大会を穂高カントリークラブで開催しました。



優勝
平田誠浩さん
準優勝
平田幸一さん
3位
勝家哲夫さん

お天気にも恵まれ最高のゴルフ日和でした。

◆理事会・組織委員会 福利厚生制度推進連絡協議会開催

10月20日、大町商工会館大会議室において、理事会及び組織委員会・福利厚生制度推進連絡協議会の合同会議を開催しました。会員増強と共に福利厚生



制度の推進を
行っていくことを
目的に合同で開催
いたしました。コ
ロナ禍の中、人
との接触が難しい
状況ではありますが
無理のない範囲で
協力をお願い致し
ました。

◆大町支部講演会開催

11月19日、大町支部は大町市経営者協議会との合同で講演会を開催しました。

講師には、市立大町総合病院感染症対策部長の新津義文医師をお招きし『新型コロナウイルス感染症への対応』と題してコロナ対応の最前線で働く専門家からお話を伺いました。

同病院は、地域医療の要としての役割を担うと共に新型コロナウイルス感染症の指定医療機関として患者さんの受け入れを行っています。

未知のウィルスへの対応は、想像以上に大変な事だったと思います。医療従事者の方々は、不安と使命感との葛藤の中、自分の家族に感染させる事を避けるために長期に渡りホテル住まいをしながら診療・看護を続けていたという事をお聞きし心から感謝をするばかりです。私たちに出来る事は引き続き感染防止対策をしていくこと、周りの人に感染させないように配慮した行動をしていくことだと感じました。



◆地域社会貢献事業

<綿の布> 女性部・青年部

11月22日、女性部(栗林芳江部長)と青年部(曾根原幹二部長)は、平成15年より継続している『綿の布』事業を実施しました。会員企業より集めたタオル約1,200枚を女性部員が使いやすい大きさに切り揃え、会員企業より寄付されたボックスティッシュペーパー180箱と共に松川村ゆうあい館様、大町市虹の家様、白馬村白嶺様の3か所に寄贈致しました。

◆大町支部

11月25日、大町支部(蜜澤茂志支部長)は、桜の名所大町公園内に染井吉野の苗木1本を植栽し大町市へ寄贈しました。今回で4本目となります。樹齢10年程の苗木は春には花が咲くそうです。コロナ禍で中止が続く桜祭りが今年こそ開催できますように。



◆池田支部



5月20日、池田支部(中山久幸支部長)は、池田町会染の工業団地内に設置したコンクリート製プランターに花苗約10種類210株を植栽しました。町が促進している「花と

ハーブの町づくり」に協力している事業で、有明山を背景に色とりどりの花々が町を彩っています。

また、1月19日には地域福祉に役立ててほしいと、池田町社会福祉協議会へパルスオキシメーター5台を寄贈しました。

◆小谷支部

11月12日、小谷支部(郷津健支部長)は、塩の道案内石柱を作成し村内の2か所に設置しました。塩の道には大勢の観光客が訪れますが、案内人なしでも迷わずに歩くために道標は重要な役割を担っています。



◆親睦研修事業・女性部

12月15日、女性部はお正月用にプランツギャザリング(根の付いたアレンジメント)教室を開催しました。土を落とした小花と観葉植物などを絡ませ小さな花束を作りベラボンというヤシの実チップに植え付けていきます。衛生的で長持ちするそうです。個性豊かな作品が完成しました。



法人会からのお知らせ



ホームページ

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/taihoku>

●研修用動画のご案内

ホームページよりテキスト及び研修用動画を公開していますのでご利用ください。

【研修用動画】

- 決算説明会 テキスト『わかりやすい会社の決算・申告の実務』
- 新設法人説明会 テキスト『新設法人のための会社の税金ガイドブック』
- 令和3年度税制改正 テキスト『令和3年度税制改正のあらまし』
- 基礎からわかるインボイス
- 令和3年度版源泉所得税実務のポイント テキスト『源泉所得税実務のポイント』

●インターネットセミナーのご案内

会員のID・パスワードは事務局へお問合わせください

ホームページから無料でセミナーがご覧いただけます。

- ◆インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用いただけます。
- ◆映像と音声による本格的セミナーが受講できます。
- ◆会員になるとより多くのコンテンツが視聴できます。

◆2月公開のお勧めセミナー

【講師】 福永 雅文 (戦国マーケティング株式会社 代表取締役 コンサルタント)

【題目】 『「鎌倉殿の13人」主人公 北条義時に学ぶナンバー2学 (後編)』

【内容】 2022年NHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」は鎌倉時代の誕生と完成の物語。主人公の北条義時は源頼朝の妻・政子の弟で、頼朝亡き後に執権となり、鎌倉幕府を完成させた。北条義時らの生きざまに何を学ぶべきか。組織がナンバー2や補佐役をどうつくるのか、ナンバー2を目指す人はどうすべきかを論じます。

【講師】 伯母 敏子 (伯母敏子税理士事務所 代表税理士)

【題目】 『インボイス制度 3つの対応ポイント ~インボイスは準備が9割~』

【内容】 令和5年(2023年)10月から導入される適格請求書等保存方式(インボイス制度)。難しい言葉の響きですが、簡単な仕組みです。具体的に現場で発生しうる事象を想定し、経理担当者や関係者が混乱せず、取引先とトラブルにならないためのポイントをお伝えします。

(収録:2021年11月25日) (公開期限:2022年4月30日)

●セミナー・DVD・CDレンタルサービスのご案内

ホームページから無料でセミナーのDVD・CDのレンタルサービスをご利用いただけます。

◆1月特集 新作 DVDのご案内

[DVD-0849] 改正食品衛生法のポイント~ HACCP (ハサップ) に沿った衛生管理~

講師: 秋島 一雄 HACCP マイスター 中小企業診断士

「HACCP」とは、食品の安全上で問題となる危害要因を事前に分析し、記録し続ける管理手法のことです。国際的に採用が推奨されており、日本でも食品関連事業者に対して導入が義務化されました。より安心・安全・清潔が重要視されている今、「HACCPに沿った衛生管理」の重要性をお伝えします。

●自主点検チェックシートのご案内

企業の税務コンプライアンス向上のためのチェックシートです。ガイドブックもありますので是非企業のガバナンス確保のためにご利用ください。自主点検チェックシート・ガイドブックには、基本事項の40項目(入門編)とさらなる内部統制の強化や税務リスク軽減のため83項目の2種類があります。

ホームページよりダウンロードが可能ですが、郵送をご希望の方は事務局までご連絡ください。(事務局(0261)22-3493)



令和3年度 第8回
税に関する
絵はがきコンクール
作品のご紹介



大北法人会長賞 唐澤永真さん



大北法人会女性部長賞 西澤柚さん



審査員特別賞 吉澤梨乃さん



デザイン賞 平野七葉さん



最優秀賞 平林暖さん



アイデア賞 中山瑞姫さん



大町税務署長賞 栗林孝汰郎さん



奨励賞 吉原口彩さん



奨励賞 板陰陽菜さん



奨励賞 浅野聖さん

応募校及び応募数

- 大町市立大町北小学校 48名
- 大町市立大町南小学校 39名
- 大町市立八坂小学校 2名